

商店街ステップアップ支援事業 募集要領（再募集分）

経済商工観光部 商工金融課 商業振興班

TEL：022-211-2746

MAIL：syokokins@pref.miyagi.lg.jp

背景・目的

- 商店街等地域商業は、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響からの集客回復、売上回復のほか、デジタル化等のウィズコロナ・ポストコロナ時代への適応が求められており、一時的なイベントにとどまらない複合的な取組が必要となっている。
- このため、商店街等が実施する新型コロナウイルス感染症の影響下での**集客促進のための取組**に加え、**ウィズコロナに適応するための革新発展的な取組**を支援することで、中長期的・安定的な集客確保につなげ、地域商業の発展を図るもの。

事業スキーム

- 補助対象事業
集客促進事業
集客回復のためのイベント開催や感染症対策
※商品券、クーポン券などの事業は対象外
- 補助事業者
商店街振興組合、事業協同組合、商工会・商工会議所、任意の商店街組織、まちづくり会社、NPO法人等
※会員数が10者以上の組織が対象（まちづくり会社やNPO法人の場合は、対象となる商店街等の会員が10者以上）
- 補助率等
集客促進事業
3/4 上限1,500千円,下限300千円（基準額30千円×会員数）
※市町村による事業者負担分への独自補助も可能

目的・補助対象者

■ 目的

本事業は、商店街等が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中、ウィズコロナ・ポストコロナ時代においても安定的に集客を確保し、発展する商店街等を構築することを目的としています。

■ 補助対象者

- (1) 商店街振興組合，商店街振興組合連合会
- (2) 事業協同組合，事業協同小組合，協同組合連合会
- (3) 商工会議所，商工会，商工会連合会
- (4) 任意の商店街組織，その他複数の小売業・サービス業・飲食業を営む中小企業・小規模事業者で構成される団体
- (5) 複数の商店街組織等で構成される連合体
- (6) まちづくりや商業活性化の担い手として活動している民間事業者（まちづくり会社，NPO法人等）

- ▼ **構成員数又は補助事業の対象とする事業者数が10者以上となる団体に限りません。**
- ▼ **法人化されていない任意団体にあつては，規約等により代表者の定めがある団体に限りません。**
- ▼ **すでに商店街ステップアップ支援事業（集客促進事業）の採択を受けている方は対象となりません。（革新発展事業のみ採択を受けている方は対象になります）**

補助対象事業

■ 集客促進事業

ウィズコロナを踏まえて実施する集客イベントや勉強会等の感染症対策の取組

【事業例】

- ・ 業種別ガイドラインの遵守等，感染防止対策を講じた上で行う年末大売り出し等の集客イベント
- ・ 飲食店向けガイドラインや感染症対策の啓発に向けたポスターの作成

▼ **ハード整備（改修工事や備品整備等）は実施できません。**

▼ **地域商品券やクーポン券の作成・発行を主な目的とする事業は対象となりません。**

▼ **イベントについては、業種別ガイドラインの遵守徹底のほか、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせアプリ（MICA）の導入や名簿作成などの追跡対策の徹底等、感染防止対策のための県の要請に応じて実施するものが対象となります。**

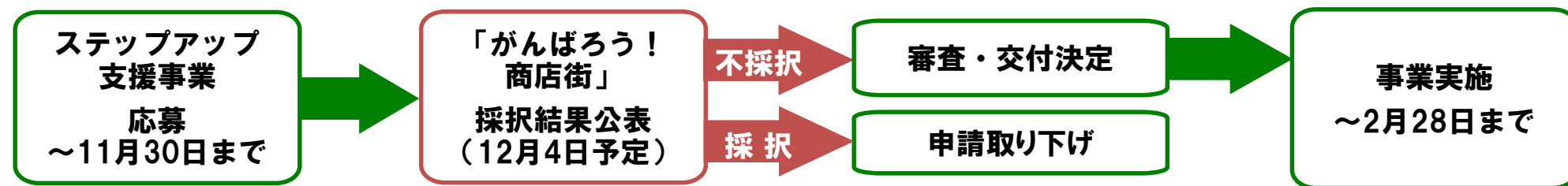
なお、イベントの開催に当たっては、別途チェックリストを作成し公表する必要があります。また、収容定員等によって「感染防止安全計画」を作成し、県への提出が必要になる場合もあるので御留意ください。

（参考URL：<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/event-miyagi.html>）

▼ **同一の事業（※）で「がんばろう！商店街」（中小企業庁）にも応募している場合、本補助金と「がんばろう！商店街」両方の採択を受けることはできません。「がんばろう！商店街」で採択を受けた場合は、本補助金の申請を取り下げいただきます。**

（※）経費の一部あるいは全部が重複している事業

「がんばろう！商店街」と同時応募の場合の流れ



補助対象経費①

対象経費	経費の内容
① 謝金	外部専門家, 講師等への謝金
② 旅費	外部専門家, 講師等への旅費
③ 賃金	事業運営のために雇用するアルバイト等への賃金 ※関係者(補助事業者の構成員, 従業員, 家族等)に支給するものは対象外
④ 消耗品費	事務用品, 材料, ソフトウェア等の購入費用
⑤ 光熱水費	共同販売店舗等の光熱水費 ※補助事業以外の事業と明確に区別できるものに限る
⑥ 燃料費	共同配送車両等のガソリン代 ※補助事業以外の事業と明確に区別できるものに限る
⑦ 印刷製本費	パンフレット, チラシ等の印刷費用
⑧ 通信運搬費	電話, インターネット通信, 郵便, 運送等の費用 ※補助事業以外の事業と明確に区別できるものに限る
⑨ 広告料	広報誌等への掲載費用
⑩ 委託料	補助事業者において実施困難な業務を外注する費用
⑪ 使用料及び賃借料	店舗賃借料, 会場使用料, 事務機器リース料, ソフトウェア利用料等
⑫ その他事業を実施する上で必要と認められる経費	

補助対象経費②

▼ 以下の経費は補助対象外となります。

- ① 交付決定前に発注，購入，契約等を行ったもの
(※本事業では遡及適用はありません。)
- ② 補助対象経費に係る消費税等
- ③ 景品，謝礼に係る経費（景品，御礼，商品券等）
- ④ イベント会場等における売出し品に係る経費
- ⑤ 支払利息，遅延損害金，振込手数料（振込手数料を取引先が負担しており，取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができます。）

補助率・補助限度額等

■ **補助率** 3 / 4 以内

■ **補助限度額**

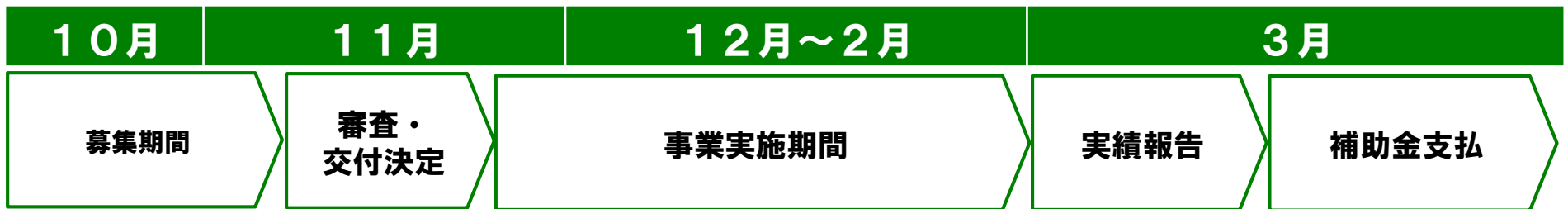
上限	下限
下記の (a) 又は (b) のいずれか低い方の額	300千円
(a) 30千円×構成員数(又は補助事業の対象とする事業者数) (b) 1,500千円	

■ **事業実施期間**

原則として**令和5年2月28日**までには事業を完了させてください。

※ 事業の完了は**発注先等への支払も含まれます**。

【1次締切で応募した場合のスケジュール（目安）】



※同一のイベント等で「がんばろう！商店街」（中小企業庁）にも応募している場合、上記スケジュールにかかわらず「がんばろう！商店街」の採択結果が公表されてからの**交付決定・事業実施**となります。

応募方法

■ 応募期限

1次締切：11月11日（金）必着

2次締切：11月30日（水）必着

▼途中で予算上限に達した場合、以降の募集は締め切らせていただきます。

■ 提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号，別紙1，別紙2，別紙3）
- ② 事業者の概要及び活動内容がわかる資料（定款，事業報告書等）
- ③ 構成員名簿（役員以外も含む）又は補助事業の対象とする事業者一覧
- ④ 事業の対象となる商店街等の区域が分かる資料（地図等）
- ⑤ 業務委託を予定している場合，積算根拠（見積書等）
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿
- ⑦ 納税証明書（県税）
- ⑧ 申請内容チェックリスト
- ⑨ その他知事が必要と認める書類

■ 提出先

送付先	連絡先	提出方法
経済商工観光部 商工金融課 商業振興班 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1	syokokins@pref.miyagi.lg.jp 【TEL 022-211-2746】	郵送又は持参

その他

■ 採択について

提出書類をもとに内容を審査のうえ採択事業者を決定します。なお、実施内容によってはヒアリングを実施する場合があります。

■ 事業終了後の実績報告について

本補助金は国の交付金が充てられています。そのため、**令和5年2月28日までに事業を終了し、令和5年3月10日までに実績報告**いただき、県は3月末までに補助金を支払う必要がございます。支払までには2週間程度かかりますので、**実績報告が遅れた場合は補助金を支払えなくなる可能性があります。**あらかじめ御承知おきください。

なお、事業終了が前段によらず、令和4年12月31日など早い場合、補助金等交付規則（昭和五十一年宮城県規則第三十六号）第12条の規程により、事業終了後1月以内に実績報告いただく必要がございますので御留意ください（※）。

（※）実績報告例

令和4年12月31日に事業終了⇒令和5年1月31日までに実績報告